

あ ゆ み

第 4 1 号

(令和 4 年 度 版)



横浜市寿町健康福祉交流センター
(令和元年6月1日から当協会が指定管理運営)

公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会

はじめに

当協会の前身である寿町勤労者福祉協会は、昭和49年3月、寿地区で生活される方々の勤労意欲の向上及び福祉の向上を図るため、国、神奈川県及び横浜市等の協同事業として建設された「寿町総合労働福祉会館」を運営する団体として設立されました。その後、平成25年10月に財団法人から公益財団法人に移行いたしました。

そして、平成31年4月1日には、今日における当協会の役割及び事業について、より明確に表現できるよう定款を変更し、また法人名称についても、地域をはじめ広く市民の方々等に分かりやすいものに変更し横浜市寿町健康福祉交流協会としました。

この40余年の間、社会経済情勢は大きく変動してきましたが、時代の変化は寿地区で生活する方々にも大きな変化をもたらし、かつて日雇労働者が中心であったまちの姿が大きく変貌し、生活保護を受給している単身高齢者が多く生活する福祉ニーズの高いまちになっています。

我が国では少子高齢化が進み高齢化率は先進諸国の中でもトップクラスとなっています。寿地区では、全簡易宿泊所居住者の高齢化率は55.3%となっており、全国の約2倍の高齢化率で、寿地区での取組は現在日本が突き進んでいる超高齢化の課題に対する解決のモデルになるとも思われます。

当協会は、昭和49年から「寿町総合労働福祉会館」の管理運営を、また昭和56年からは「横浜市寿生活館」の運営を横浜市から受託するとともに、地域の関係団体・機関、行政、事業者の方々と連携協力を密にして、様々な地域福祉保健事業を実施し、地域のイベントやまちづくり事業にも取り組んできました。平成25年度から、新たに中区役所から「仕事チャレンジアシスト事業」を受託し、生活保護を受給されている方の生活リズムや就労意欲の維持向上を図る就労体験プログラムを実施しています。

寿町総合労働福祉会館は、開設以来、地域の多くの皆様方に利用していただきましたが、老朽化が進み、再整備されることになりました。旧会館は平成28年度に解体され、それに代わる「横浜市寿町健康福祉交流センター」は、翌29年9月に着工となり、令和元年6月、地域における新たな市民活動の拠点としてオープンしました。センターは、平成25年度に市が「寿町総合労働福祉会館再整備基本計画」で示した「高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支え合いながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めて行く」という寿地区のまちの方向性に沿って、当協会が指定管理者に指定され運営しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、事業の中止・縮小を余儀なくされましたが、現在、感染防止に努め、皆様にご利用をいただいております。

今後とも、公益性を発揮し、一層地域に密着した福祉保健医療サービスの向上を図り、多様化する住民ニーズに対し効果的、効率的な対応ができるよう、職員一同、協会事業の着実な推進に取り組んでいきますので、皆様方の一層の御支援、御指導をお願い申し上げます。

令和4年11月

公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会

理事長 豊 澤 隆 弘

目 次

I 寿地区の概要	1
1 まちのあゆみ	1
(1) 寿地区とは	1
(2) 埋地七ヶ町の誕生	1
(3) 戦前の繁栄と戦災	1
(4) 終戦直後の桜木町周辺	2
(5) 寿地区（簡宿街）の形成	2
2 寿町健康福祉交流協会の歴史	3
(1) 寿地区の課題と横浜市の寿地区対策【寿町総合労働福祉会館建設の背景】	3
(2) 寿町総合労働福祉会館建設と協会の設立	3
(3) 寿町総合労働福祉会館の再整備及び横浜市寿町健康福祉交流センターへの移転	4
3 寿地区の現況	4
II 令和4年度事業報告	6
1 協会の目的	6
2 協会の基本理念	6
3 協会の経営方針	6
4 協会の沿革	6
5 協会の事業	8
6 組織	8
(1) 理事会	8
(2) 評議員会	8
(3) 職員	8
7 協会の財政	9
8 横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営	10
(1) 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要	10
(2) 診療所	10
(3) 健康コーディネート室	16
(4) 一般公衆浴場（収益事業1）	17
(5) 諸室の管理及び活用	17
(6) 自主企画事業	21
(7) センター祭り事業（公益目的事業1）	27
9 横浜市寿生活館の管理運営	28
(1) 横浜市寿生活館3～4階の管理運営事業	28
(2) 利用者交流事業（えがお倶楽部）	33
(3) 生活館 高齢者事業・文化事業（スマイル事業）	33
10 就労・社会参加支援事業	36
(1) 仕事チャレンジアシスト事業	36
(2) 寿交流サポート事業	37
11 地域福祉保健推進事業	39

(1) 地域福祉保健事業.....	3 9
(2) 広報事業.....	4 0
(3) 地域共催事業.....	4 1
(4) 地域連携事業.....	4 2
(5) 地域協力事業.....	4 3
(6) 行政との協働事業.....	4 4
Ⅲ 資料.....	4 5

I 寿地区の概要

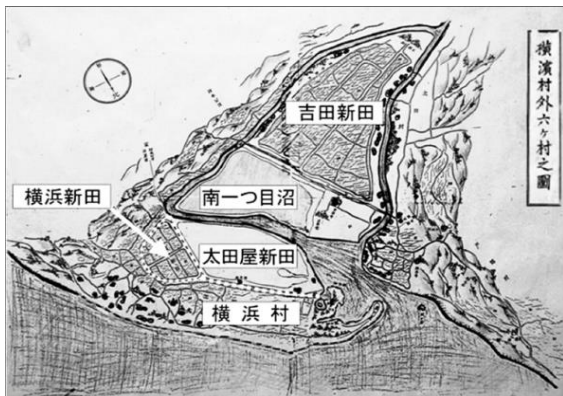
1 まちのあゆみ

(1) 寿地区とは

寿地区は、大阪の「あいりん地区」、東京の「山谷地区」とともに、日本三大簡易宿泊所街の一つとして数えられています。「寿地区」と呼ばれる地域は、横浜スタジアムから見て、JR根岸線を挟んだ反対側にあり、関内駅から徒歩10分、石川町駅から徒歩5分ほどの位置にあります。

わずか面積0.1km²にも満たない狭い地域ですが、約120軒の簡易宿泊所が密集して建ち並び、5,400人前後の方々が宿泊しています。

(2) 埋地七ヶ町の誕生



江戸時代（1603年～）の初め、この地域一帯はまだ釣り鐘型をした入り海でした。この頃、江戸幕府により開墾、埋め立て等が盛んに奨励され、開かれた土地はその開墾者、埋め立て者が所有できることになっていました。しかし、入り海で広域な埋め立ては大変難事業で、なかなか手を出す人が現れませんでした。

1656年に江戸の材木商吉田勘兵衛がようやくこの事業を開始しましたが、予想どおりこの埋め立ては難事業で、10年という長い歳月を要しました。この新しくできた土地は「吉田新田」と命名されました。

しかし、この時一番東のはずれに一カ所だけ広く深い沼が取り残され、人々はこの沼を「南一つ目沼」と呼んでいました。

(3) 戦前の繁栄と戦災

「南一つ目沼」の埋め立て工事が難事業の末に完成したのは、「吉田新田」誕生から約200年後の1873年のことでした。新しくできた土地には、南側から松影、寿、扇、翁、不老、万代、蓬来と7つの町名が付けられ、これを「埋地七ヶ町」と呼んでいます。

この「埋地七ヶ町」は周辺に運河をめぐらせ運送の便がよいこと、また、日本最大の貿易港として発展してきた横浜港に近いことから、材木店、輸出用の繊維製品、陶磁器の製造そして輸出業者の間屋街として活況を呈しました。



その後、1919 年の大火や 1923 年の関東大震災で一帯は消失を受ましたが、太平洋戦争前には、横浜中央卸売市場分場が寿地区内（今の「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」付近）に置かれる（1929 年）など、物流の一つの中心地として見事な復興を遂げていました。

しかし、昭和 20（1945）年の横浜大空襲で寿地区一帯は、いくつかのビルを除き全くの焼け野原と化し、終戦後港湾施設とともに米軍に接収されました。

（４） 終戦直後の桜木町周辺

寿地区が米軍に接収され戦後の復興から取り残されている間に、大岡川を挟んで隣接する「桜木町」や「野毛地区」は、たくさんの求職者や野宿者であふれていました。これは当時、横浜港が軍用貨物の集積基地や穀物輸入窓口となっていたため、たくさんの荷運び労働者が必要で、「横浜に行けば食べていける」という話が伝わったために起こった現象でした。

しかし、戦後の就職難・食糧難であえぐ全国から集まった労働者にみあう宿泊施設はなく、野外生活者数が増大し、このため大岡川にあった「水上ホテル」と呼ばれる舢舨の廃棄船を改造した宿泊所も生まれました。

さらに、昭和 25（1950）年に始まった朝鮮戦争は、軍需輸送の基地として、横浜港の港湾荷役の労働需要を増大させ、以前にもまして全国各地から労働者が仕事を求めて集まってきました。桜木町駅近辺には、野毛の「横浜公共職業安定所」と日雇労働者に仕事を斡旋する「柳橋寄せ場」があり、周辺には多数の手配師を通じた青空市場が形成されていました。

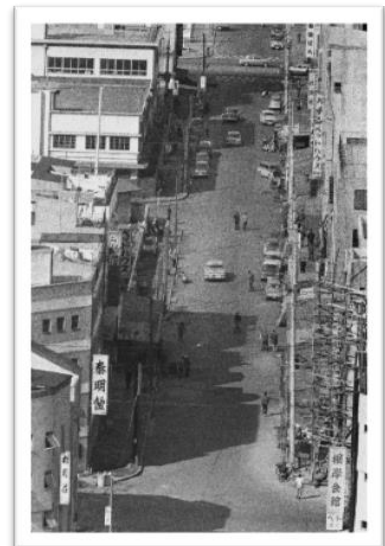


（５） 寿地区（簡宿街）の形成

昭和 31（1956）年に寿地区の接収が解除され、それまで桜木町にあった横浜公共職業安定所が寿町に移転すると、寿地区に日雇労働者が集中するようになっていきました。

またこの時期に、水上ホテルが転覆し何人もの犠牲者が出たことや不衛生のために発疹チフスが流行したことも、新しい場所への移動が緊急に求められ、日雇労働者が寿地区に集まる原因となりました。

そして、この地域の立地条件が、港湾施設に近いこと、職業安定所が移転してきたこと、地価が安いこと等格好の地であったため、日雇労働者を対象とした簡易宿泊所が次々と建設されました。昭和 40（1965）年頃には、宿泊所の数が 80 軒余りとなり、現在の寿地区の簡宿街の原型がほぼ完成したといわれています。



2 寿町健康福祉交流協会の歴史

(1) 寿地区の課題と横浜市の寿地区対策【寿町総合労働福祉会館建設の背景】

昭和 30 年代に、寿地区簡宿街の原型が作られていった時期、急激に増えた簡易宿泊所の内外では、簡易宿泊所の過密化と通風採光の悪化、便所・水道・浴室の未整備による健康・衛生問題の顕在化、火災等災害時の問題など、さまざまな課題があり、行政の指導や援助を必要としました。

昭和 35 (1960) 年と同 36 年夏に発生した山谷・釜ヶ崎における暴動と、横浜簡易宿泊所協同組合からの「埋地地区の環境整備と自粛区域の設定」の上申書がきっかけとなり、行政当局も寿地区の簡宿街における課題を看過できなくなるとともに、社会的関心も高まり、横浜市では昭和 36 (1961) 年に「埋地 7 ヶ町対策協議会」を設置して実態の把握に努めました。昭和 41 (1966) 年には、神奈川県・横浜市関係行政による「スラム対策研究会」が発足、総合的見地から施策を検討することとなりました。

一方、横浜市民生局（現：健康福祉局）は中福祉事務所（現：中福祉保健センター）の協力のもとに、寿地区に夜間出張して生活相談を始めました。また、民生委員・児童委員、ケースワーカー、地元関係者により、未就学児童への対応等積極的な活動が行われました。

これらの活動から恒常的な相談援護体制の整備が叫ばれ、市民生局により、昭和 40 (1965) 年に横浜市寿生活館が設置され、生活相談・健康相談・児童向けの補習教室等の業務が開始されました。また、横浜市衛生局（現：健康福祉局）では中保健所（現：中福祉保健センター）が中心となって結核の撲滅に取組み、建築局は違反建築の是正強化に、中消防署は査察強化による火災予防にと行政を挙げて施策を展開しました。



(2) 寿町総合労働福祉会館建設と協会の設立

こうした行政施策が展開される中、昭和 44 (1969) 年に寿地区自治会が結成され、保健衛生・教育・民生・防災などに積極的な活動を行いました。このような活動を通して、住民側も自らの手で劣悪な生活環境を改善していこうという機運が高まり、特に低家賃住宅の建設と日雇労働者の保護・職業斡旋を図る施設が望まれました。

検討を重ねていた「スラム対策研究会」では、昭和 45 (1970) 年 3 月に野毛周辺の青空労働市場の解消を含めた解決策として、「寿町総合労働福祉センター」建設構想がまとめられ、横浜市、神奈川県、国など関連機関の協議調整を経て、昭和 48 (1973) 年 3 月に寿町総合労働福祉会館が建設されることになりました。そし



て、会館の完成後の管理運営にあたる団体として、神奈川県と横浜市の出資により、財団法人寿町勤労者福祉協会が昭和 49（1974）年 3 月 30 日設立されました。

（３） 寿町総合労働福祉会館の再整備及び横浜市寿町健康福祉交流センターへの移転

かつて日雇い労働者のまちとして知られていた寿地区ですが、現在は生活保護受給者が増加するなど、福祉ニーズの高いまちに変化しています。

会館は開設以来、多くの方に利用されてきましたが老朽化が進み、耐震性にも課題があるため建て替えによる再整備が行われることになりました。

横浜市による「会館再整備基本計画」は、「会館の現状や地域ニーズについての調査等をもとに、増加している高齢者や障害者のためのバリアフリー化など、再整備後の会館に求められる機能の検討及び設計に際して必要となる事項の整理を行い、（中略）策定」されました。平成 28 年度は、27 年度から引き続き実施設計が行われるとともに、旧会館の解体作業が開始され、仮設施設で業務を行いました。

平成 29 年度は、9 月には新会館に関する『横浜市寿町健康福祉交流センター設置条例』が制定される一方、解体作業が 5 月には終了し、10 月以降新築工事が開始されました。再整備事業について、当協会では「いぶき」等広報事業を通じて継続的に住民等に周知すると共に、新会館のあり方及び当協会のあり方や事業展開について検討しました。

平成 30 年 10 月 4 日の横浜市会において平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 5 年間を期間とする指定管理者に指定されました。それに併せて、これまでの事業をより一層拡充していくことができるようになることから、当協会の役割についてより明確に表現するため定款を変更し、団体名をこれまでの「寿町勤労者福祉協会」から「横浜市寿町健康福祉交流協会」に変更いたしました。

そして令和元年 6 月 1 日、竣工した「横浜市寿町健康福祉交流センター」へ移転しました。

3 寿地区の現況

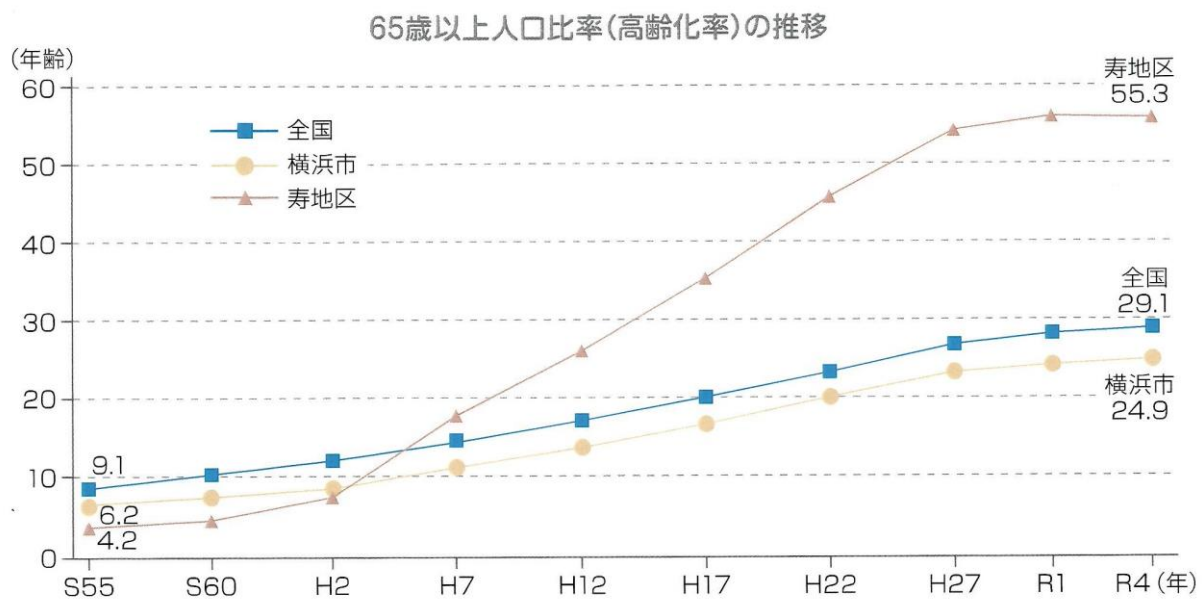
寿地区は最盛期には、8,000 人以上の労働者でにぎわっていましたが、港湾労働の機械化、土木建築労働の変化、1978 年オイルショック後の低成長経済の移行等により、寿地区は労働市場としての機能を急速に失っていくことになりました。1980 年代以降のバブル経済期に一時的に外国人労働者が増加しましたが、バブル経済崩壊後の長引くデフレによる影響も受けてきました。

寿福祉プラザ相談室が毎年実施している「寿地区社会調査」等の資料によりますと、寿地区の簡易宿泊所の宿泊者数は、平成に入って 6,300 人前後で推移していますが、平成 5（1993）年頃から高齢化が急速に進みました。それに伴い、生活保護受給者が増加し、令和 4 年 11 月現在、5,105 人、94.5%となっています。

令和 4 年 11 月現在、寿地区内にある 115 軒の簡易宿泊所に約 5,403 人が宿泊していますが、そのうち 65 歳以上が約 2,988 人で、55.3%となっています。横浜市の高齢化率が平均 24.9%（令和 4 年 11 月現在）ですので、非常に高齢化が進んでいると言えます。

また、介護保険データで見ますと、介護保険制度の要介護認定を受けている高齢者の方も多く、65 歳以上の約 3 割と推計されます。

このように、かつては日雇労働者が中心であったまちの姿が、近年では大きく変貌し、生活保護を受給している単身高齢者が多く生活する福祉ニーズの高いまちとなっています。



Ⅱ 令和4年度事業報告

1 協会の目的

寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び社会参加・就労支援に関する事業等を行い、もって福祉の向上に資することを目的とする。(定款第3条)

2 協会の基本理念

寿地区の住民をはじめとする市民の方々の「健康づくり・介護予防」、「生きがいつくり」、「社会参加・自立支援」を推進するとともに、相互に支え合いながら、交流しやすいまちづくりを推進します。

3 協会の経営方針

- (1) 施設利用者に安全で衛生的、快適な環境を提供します。
- (2) 住民のニーズに沿った事業を展開し、福祉・保健・医療などサービスの向上を図ります。
- (3) 寿地区に関わる地域団体及び行政と連携協働し、誰もが安心安全に住み、健全で明るいまちづくりを推進します。
- (4) 運営経費の適正化、業務の創意工夫・効率化を図るなど経営の改革を進めます。

4 協会の沿革

1974 (昭和49) 年	3月30日	財団法人寿町勤労者福祉協会設立
	9月25日	会館竣工 福祉棟3階に管理運営事務所開設
	10月7日	図書室・娯楽室など各施設開設 (労働棟職業紹介業務開始)
1979 (昭和54) 年	7月11日	診療所開設 (週3日午後診療)
1981 (昭和56) 年	2月9日	寿生活館3・4階の管理業務を横浜市から受託
1982 (昭和57) 年	4月19日	診療所週5日診療 (月曜日から金曜日) 開始
1988 (昭和63) 年	2月1日	労働棟2階に第二ロッカー室開設
1996 (平成8) 年	6月30日	食堂廃業
1998 (平成10) 年	3月1日	診療所を1階食堂跡へ移設
	7月1日	ヘルパー作業室を開設 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に施設の管理運営委託
2000 (平成12) 年	1月1日	寿地区D O T S (「直接監視下による短期化学療法」という結核治療法の一つ) 事業を横浜市から受託
	6月1日	診療所診療科目に精神科・心療内科を新設
2003 (平成15) 年	6月9日	診療所午前診療、自立支援施設「はまかぜ」入所者健診開始
2004 (平成16) 年	3月31日	理容所廃止
	4月1日	寿生活館2階部分の管理業務及び横浜市直営部分の高齢者事業・文化事業の運営を横浜市より受託

2005（平成17）年	3月31日	夜間銀行廃止（運営母体の横浜市寿貯蓄組合解散）
2006（平成18）年	7月 1日	寿生活館が指定管理者制度導入施設となり、当協会が指定を受ける。
2007（平成19）年	5月29日	浴場で入浴介護風呂「ふれあい入浴」を開始
	6月30日	売店廃業
2008（平成20）年	4月 1日	売店跡地に寿クリーンセンター開設
2009（平成21）年	4月13日	理容所跡地を改修し、診療所精神科デイケア開設
2011（平成23）年	3月31日	浴場での入浴介護風呂「ふれあい入浴」の終了
	4月 1日	引き続き、寿生活館2階部分の管理業務及び横浜市直営部分の高齢者事業・文化事業の運営を横浜市より受託
2012（平成24）年	6月30日	第二ロッカー室閉業
2013（平成25）年	3月31日	ヘルパー作業室閉室
	6月10日	仕事チャレンジアシスト事業開始
	10月 1日	公益財団法人寿町勤労者福祉協会へ移行
2016（平成28）年	3月25日	横浜市による会館再整備事業に伴い、当協会関連施設の業務を終了。（浴場・会議室・ロッカー室・洗濯場・公衆浴場廃止、寿クリーンセンター地区内移転）
	3月28日	仮施設にて業務開始。（所在地は中区松影町2丁目8番地8）（診療所・図書室・娯楽室移転）
	3月31日	寿無料職業紹介所業務終了。かながわ労働プラザ（Lプラザ）に移転（4月1日） ※横浜公共職業安定所横浜港労働出張所業務課は、4月15日に業務終了し、仮設会館2階に移転。平成31年3月25日に、中区寿町4丁目14番地に移転。
2017（平成29）年	10月 1日	寿ライフ事業開始
2018（平成30）年	4月 1日	健康づくり支援コーディネート事業開始
	10月 1日	横浜市寿町健康福祉交流センターの指定管理者に指定される。
2019（平成31）年	4月 1日	定款を変更、名称を「公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会」に変更
2019（令和 元）年	6月 1日	横浜市寿町健康福祉交流センター開館

5 協会の事業

- (1) 横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営
 - ア 診療所
 - イ 福利厚生施設
- (2) 横浜市寿生活館の管理運営
- (3) 就労・社会参加支援事業
- (4) 地域福祉保健事業

6 組織

(1) 理事会

理事会は、協会業務執行の決定、及び理事の職務執行の監督等を行う機関であり、当協会理事長と常任理事のほかに公益団体から4名の計6名の理事で構成されています。

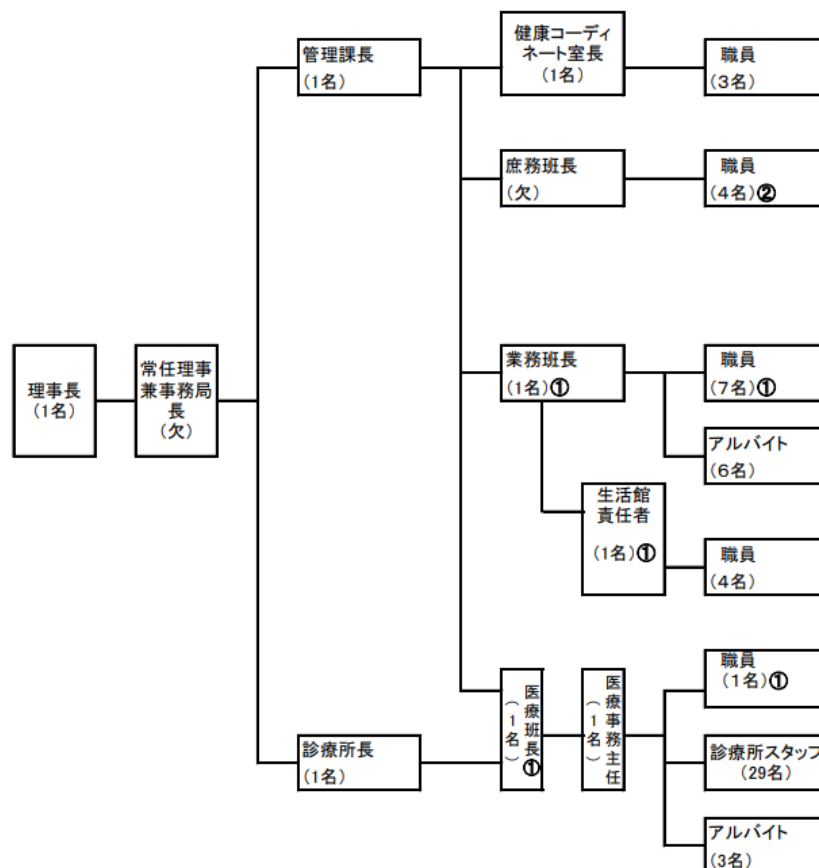
その他の役員として、監事1名が選任されています。

(2) 評議員会

評議員会は、協会の最高の決議機関であり、役員の選任、定款の変更等を行い、神奈川県から1名、横浜市から1名、公益団体から3名の計5名の評議員で構成されています。

(令和5年3月31日現在)

(3) 職員



7 協会の財政

協会の収入の主な財源は、横浜市からの指定管理料等委託料収入と診療事業収入であり、他に施設貸付収入により財政運営を行っています。

なお、協会の財政内容等の内訳につきましては、当協会ホームページの情報公開【ディスクロージャー】(<http://www.yokohama-kotobuki.or.jp>)にて、収支報告書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等について公開しておりますので、そちらをご覧ください。

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当期収益合計	258,564	376,792	391,542	394,695	415,584
横浜市受取補助金	69,100	15,116	0	0	2,838
横浜市受託料収益	50,208	203,732	227,346	226,518	223,119
診療事業収益	138,625	149,783	151,707	155,382	176,427
経常外収益	0	0	0	0	0
その他収益	631	8,161	12,488	12,794	13,200
当期費用合計	261,152	347,994	353,415	397,988	455,780
事業費	253,772	345,213	350,149	386,111	453,012
管理費	7,318	2,359	2,087	2,323	1,772
経常外費用	62	422	1,180	9,555	996
その他費用	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,589	28,798	38,127	△3,293	△40,196
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	95,186
前期末正味財産額	35,142	32,554	61,353	98,479	95,186
当期末正味財産額	32,554	61,353	98,479	95,186	54,990

8 横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営

(1) 横浜市寿町健康福祉交流センターの概要

ア センターの目的

横浜市寿町健康福祉交流センターは、寿地区の保健医療の充実を図るとともに寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防に取り組むとともに自立した生活の支援を通して生活環境の向上を推進し、さらには市民の社会参加を促進して市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するために設置された施設です。当協会は、同センターの指定管理者としてセンターの諸機能を有効に活用して、利用者の利用に供するとともに各種事業を実施しました。

イ 建物の概要

- 名 称 横浜市寿町健康福祉交流センター
- 所 在 地 横浜市中区寿町4丁目14番地
- 構 造 鉄骨造り 地上9階
- 敷 地 2,647.82 m²
- 延床面積 2,529.94 m²
(1階 736.60 m²、2階 1,457.69 m²、地下 335.65 m²)



- 1階 多目的室、作業室、調理室、ラウンジ、
図書コーナー、管理人室他
- 2階 診療所、精神科デイケア、健康コーディネート室、活動・交流スペース、
一般公衆浴場、授乳室、事務室等、横浜市ことぶき協働スペース（指定管理外）
- 屋外 広場、スロープ、駐車場（5台）、利用者駐輪場、屋外トイレ、防災備蓄倉庫他
- 地下 機械設備室

- 設置主体 横浜市

(2) 診療所

ア 診療所の概要

昭和54年7月、寿地区の日雇労働者及び地域住民の医療福祉対策の一つとして、地域住民の強い要望のもと、県・市・医療機関の協力を得て、医療スタッフの確保を行い、開設しました。

昭和57年4月、週5日（月～金）の診療体制に拡充しました。特徴として、①受診者の大半が生活保護受給者である、②横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」入所者に対する健康診断を実施している、③特別診療（診療費の本人負担の支払が困難な方に対し一時立替えを行う）、④DOTS（※参照）を実施している、



⑤専任のソーシャルワーカーを配置し、相談支援を行っている、等が挙げられます。

診療日	月曜日～金曜日（開所日数 241 日）		
休診日	土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日		
診療時間	午前 9 時 30 分～午後 0 時 30 分 午後 2 時 00 分～午後 6 時 00 分		
診療科	内科・精神科（精神科デイケア含む）		
デイケア開所日	月曜日・水曜日・金曜日の午前 10 時～午後 4 時		
延べ利用者数	18,326 人（1 日平均 76 人）	内科 精神科 デイケア	11,299 5,615 1,412

受診者の保険種別内訳（人）

生活保護	16,910	特別診療	7
国保	313	はまかぜ健診	258
後期高齢	219	健康診断	279
日雇	0	労災	0
健保	255		
自費	85	合 計	18,326

診療所スタッフ（人） *令和 5 年 3 月 31 日現在

医師	9	作業療法士	2
薬剤師	2	デイケアアルバイト	2
診療放射線技師	3	医療事務	4
看護師	7		
事務職員	4	合 計	35
医療ソーシャルワーカー	2		

イ 診療所の沿革

(ア) 診療所の開設

昭和 49 年 10 月に寿町総合労働福祉会館が開設されましたが、診療所はなかなか開設することができませんでした。住民の長い間の要望であった『まちに診療所が欲しい』との願いは、開設後 5 年を経過した昭和 54 年 7 月 11 日、会館 3 階に当協会診療所が開設したことにより実現しました。

当協会診療所がなかなか開設にいたらなかった背景には、当時の寿地区の状況から、医師の確保が困難であったことがありました。そうした中で、横浜市医師会から白羽の矢が立てられたのが佐伯輝子医師でした。以来 33 年間診療所長として、地域住民に寄り添う診療を担っていただきました。

当初は、週 3 日間（月・水・金）、午後 2 時から午後 6 時までの診療でしたが、その後、スタッフの増員等体制を整えて、昭和 57 年 4 月から週 5 日間（月～金）の診療となりました。

(イ) DOTS 事業の実施

平成 12 年 1 月、横浜市から受託した DOTS 事業を 2 月から開始するため、治療室を改修整備し、専用の DOTS 室を新設して実施しています。



(ウ) 精神科の実施

寿地区では、精神疾患患者が平成 10 年度末には 1,029 人に達し、その内の約 370 人が、生活保護の医療扶助を受け、寿地区周辺の医療機関に分散していました。そんな背景もあり、平成 12 年 6 月には横浜市の要請を受け、精神科・心療内科を新設、専用の診療室を設置し、専門医 1 名を配置し診療を開始しました。

(エ) 午前診療開始・はまかぜ健診の実施

平成 15 年 6 月からは午前診療を開始し、横浜市生活自立支援施設「はまかぜ」入所者に対する健康診断を受託し、各区福祉保健センター、清水が丘病院等の連携・協力のもとに行ってきました。

(オ) 精神科の拡充

平成 20 年 4 月からは地域のニーズに応え、精神科を拡充し、水曜、金曜の週 2 回にしました。

平成 21 年 4 月には精神科の受診日を月曜日にも拡充し週 3 回としました。

また同月、新たに精神科デイケアを開設しました。当初、月曜日・水曜日の週 2 日でしたが、平成 22 年 4 月には金曜日を含め週 3 日になりました。

精神科は、平成 24 年 5 月から木曜日を含め週 4 日になり、平成 25 年 4 月からは火曜も実施し、内科同様週 5 日としました。

ウ 診療所の特徴

(ア) 特別診療制度

医療保険への未加入や、医療費の持ち合わせがない方々のために設けたのが、医療費貸し付けによる「特別診療」の制度となっています。

ソーシャルワーカーと面談し、医療が必要な場合には特別診療券を発行します。

特別診療制度は、社会福祉法で定められている無料低額診療事業とは異なり、当協会が独自に実施している制度で、利用者は開設以来延べ約 65,000 人にのぼっています。

(イ) 相談室

いろいろな事情を抱える方々が暮らす寿地区。自力では生活保護などのセイフティネットにたどりつけない方もいます。

「体の具合が良くない、物忘れが多くなった、収入がない、住む場所に困っている、働きたい」など寿町診療所の相談室には、医療相談だけではなく、様々な悩みを抱えた方が日々相談に訪れてきます。

担当ソーシャルワーカーは相談内容を聞き、「その人にとってどうするのが一番いいのか」を考え、役所や各医療機関・施設等につなぐ役割を果たしています。

また、入院先の手配により専門病院へとつないだり、急患が発生した時の救急対応を行ったりするなど、各医療機関等との連携を取るのも相談室の大切な仕事の一つです。

相談内容	
受診問題（受診相談、初診面接など）	1,855 件
関係機関調整（病名・病状、治療状況など）	1,042 件
生活問題（就労、住居など）	134 件
経済問題（医療費、生活費など）	156 件
その他（はまかぜ健診、福祉制度利用など）	770 件
合計	3,957 件

(ウ) DOTS 事業

DOTS とは WHO（世界保健機関）が提唱した最も効果的な結核対策のパッケージ戦略で、DirectlyObservedTreatment, ShortCourse（直接監視下による短期化学療法）と言い、病院を退院した患者が、地域で結核治療を継続して確実にを行うため、医療監視の下に、看護師等が直接確認しながら、患者に治療薬を服薬させる方法です。

この事業を、横浜市より平成 12 年 1 月に委託を受けて 2 月から実施し、平成 20 年 3 月まで受託いたしました。現在は協会独自で行っています。

寿地区において、平成 10 年の結核り患率は横浜市内の約 50 倍と極めて高い水準でありました。これは、当地区が簡易宿泊街の密集地域でありホームレスなどの路上生活者が多く、発見の遅れから重症者が多いことに加えて、治療中断によって、地域での結核まん延の大きな原因となっていました。

このため、待合室に採痰ブース（痰を採取するため、菌の外部拡散並びに外部からの菌の侵入を防ぎ、採痰後に清浄化運転を行う室）を設置するとともに、新たに診療室を新設し、患者の定期的な経過観察（菌検査）を行うことになりました。

これには、平成 20 年 12 月に閉院となった独立行政法人国立病院機構南横浜病院からの技術的支援があったことや横浜市健康福祉局寿福祉プラザ相談室・各区福祉保健センター職員の方々の支援と協力が大きな力となっています。

（エ） デイケア「なごみの里」

精神科デイケア「なごみの里」は、利用者の方の社会生活機能の回復を目的に、さまざまな状態の方が一緒に過ごす中で自分を表現し、お互いに認め合おう、という趣旨で活動をしなが、リハビリテーションを行っています。利用者それぞれに参加目的は違いますが、デイケアでの役割を理解し参加していただいています。



開催日 月曜日・水曜日・金曜日 午前 10:00～午後 4:00

（オ） 精神科訪問看護の実施

精神科患者で、予定していた通院ができなくなり、心身の状態や服薬も含めて、定期的に在宅の生活状況を確認し、医療的ケアが必要な方を対象に精神科訪問看護を実施しました。訪問看護を行うことで、関係機関と連携し、在宅生活における療養支援、社会的孤立の防止、社会参加につなげることを目指しました。訪問看護は、訪問看護ステーションを設置せず、診療所として実施し、医療保険適用の精神科訪問看護を実施しました。

平成 30 年度の準備期間を経て、令和元年 5 月より訪問看護を開始しました。

（令和 4 年度累計 1,879 人）

（カ） 健康診査

地区内外住民の健康意識の向上のため、地域や関係機関・団体等と連携、健康診査の受診を推奨し、受診者数の増加を図りました。

a 中区福祉保健センターの無料結核検診とのコラボ健診

中区福祉保健センターが実施する無料結核検診（胸部 X 線検査）に合わせた生活習慣病の無料健康診査を実施しました。

（受信者数：6 月 28 日/50 人, 10 月 28 日/33 人）

b 横浜市健康診査受診の促進

健診を受けられる診療所として 40 歳以上の方を対象とした横浜市健康診査実施医療機関として、寿地区内外に P R しています。

(キ) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）

国の後発医薬品の使用促進に基づき、後発医薬品の使用割合を高めており、令和4年9月時点において、後発医薬品の使用割合は79.0%となっています。

（国の令和5年度末までの目標値、全ての都道府県で80%以上）

保険種別受診者の過去3か年の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護	20,938	16,790	16,910
自費その他	566	484	622
国保・老人	856	633	532
健保	522	299	255
特別診療	0	0	7
日雇	0	0	0

(ク) 新規拡充の取り組み

a 内科二診体制への変更

平成23年から11年間診療所長を務められた医師が令和3年度をもって退任されるため、後任の診療所長の選定と、今後の内科診療体制をどうしていくかが課題でした。これに対し、横浜市立大学医学部と令和5年度から共同研究契約を締結し、連携することで、今後の医師確保に努めることとしました。また患者の待ち時間の短縮と、医師の負担を軽減し診療内容の充実に資することを目的として、原則常時医師2人の内科二診制となりました。

b 発熱外来受け入れへの積極的な取り組み

令和4年度はコロナウイルスの第6波・第7波があり、近隣の医療機関でも発熱外来を希望する患者でひっ迫するなか、内科二診制の強みを生かし、他の医療機関を受診できなかった患者を積極的に受け入れました。

(3) 健康コーディネート室

地域住民が日常生活において無理なく、楽しみながら実践でき、健康づくり・介護予防につながる活動を推進するとともに、その活動を支援する環境づくりを進めています。

ア 健康づくり・介護予防の推進

- (ア) 健康教室（介護予防教室）の実施
 - ・寿 de 健康クラブ 全 22 回 参加者 254 人
- (イ) ノルディックウォーキング体験会参加者支援（毎週金曜日）
- (ウ) ことぶき食堂 1 回 参加者 18 人（新型コロナウイルス感染症再拡大にて中止）
- (エ) ミニクッキング 19 回 参加者 201 人（試食なし、説明のみ）
- (オ) 健康講座・出前講座の開催 31 回 参加者 352 人

イ 個別健康支援

- (ア) 各種健康測定機器等を活用した健康チェック 13,648 人
- (イ) 個別生活改善支援 訪問回数 117 回、来室相談面接数 7,374 人
- (ウ) 出張健康相談 生活館 49 回 621 人

ウ 関係機関・団体と地域ネットワークの構築

- (ア) 寿地区健康コーディネート連絡会の開催
開催回数：2 回（6 月・11 月）
参加機関：中区福祉保健課、高齢・障害支援課、生活支援課、不老町地域ケアプラザ・寿福祉プラザ相談室
- (イ) 寿地区障害者作業所等交流会の継続開催及び実務者連絡会の新設
【交流会】
開催回数：4 回（4 月・7 月・10 月・1 月）
参加機関：15 事業所・中区福祉保健センター、中区地域活動ホーム
社会福祉法人横浜社会福祉社協議会、寿福祉プラザ相談室
【実務者連絡会】
開催回数：12 回
参加機関：上記と同じ
- (ウ) 寿地区簡易宿泊所管理者・介護事業所情報交換会：2 月実施
- (エ) ことぶきゆめ会議への参画

エ 健康づくりの普及啓発

- (ア) 広報紙・ホームページ等の活用による事業広報の強化
- (イ) わかりやすく活用できる教材づくり
- (ウ) 寿町健康福祉交流センターまつり 11 月開催

開室時間	午前 9 時～午後 5 時
休 日	土曜日、日曜日、祝日 および 12 月 29 日～1 月 3 日
スタッフ	4 名（室長含む）
設 備	体組成計測定器、血圧計、各種フードモデル、血中酸素濃度測定器、握力計、ラダー等



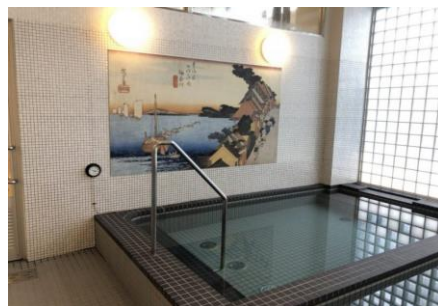
(4) 一般公衆浴場（収益事業1）

一般公衆浴場は、地区の住民の生活環境の公衆衛生の向上、健康づくり・介護予防のためにも必要不可欠な施設です。また、単身生活者の住民がふれあい交流できる場の一つでもあります。

当協会は、旧寿町総合労働福祉会館において、42年間一般公衆浴場を営業してきました。旧会館を閉鎖した平成28年3月末から一時、休業していました一般公衆浴場「翁湯」を令和元年6月1日から再開しました。再開にあたっては、横浜市浴場協同組合と協議し、協力（一部業務の委託）を得て運営しています。

営業時間	午後1時～午後9時
休日	日曜日及び元旦
入浴料金	大人500円（※）、中人（6歳以上12歳未満）200円、小人（未就学児未満）100円、濱ともカード取扱有
設備	体重計、血圧計、大型液晶テレビ
物販品	タオル、石鹸、飲み物等

※令和4年9月1日より改定 490→500円



(5) 諸室の管理及び活用

感染拡大防止のため、定期的な換気、消毒とともに、定員の半数程度を上限として、利用に供しました。

【1階施設】

ア ラウンジ（公益目的事業1）

ラウンジを数区画に分け、諸室との連携を考えながら、住民のニーズに沿った異なる機能を持たせます。また、総合的イベントや地域行事ではラウンジ・諸室・広場を一体的に利用できます。

また、相談窓口としての機能を高める視点から、半円型でラウンジ全体を見渡せる新設のカウンターを中央寄りに設置しました。

（ア）飲食コーナー

電子レンジやポットなどを提供し、軽飲食ができるコーナーとして利用されました。

（イ）娯楽コーナー

人気の高い囲碁・将棋コーナーについては、感染拡大防止のため、台数を減らしています。

（ウ）テレビコーナー

60インチの大型液晶テレビを設置し、常時放映しています。また、月に1度程度、映画3本立ての上映（コトキネ）を行いました。

（エ）情報コーナー

行政広報資料や地域関係機関団体等の情報資料を提供しました。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
利用方法	個人利用
設備	液晶テレビ、囲碁・将棋セット、(貸し出し休止中)、電子レンジ、ポット、コピー機(有料)



イ 図書コーナー（公益目的事業1）

各種図書を備え、読書のかを提供しました。

貸出カウンターは、相談窓口としての機能も付加するため、半円形でラウンジ全体を見渡せる形状としています。

また、本の閲覧・貸し出し、新聞の閲覧の他にも、様々なアート作品を展示するなど居心地の良い空間を提供するようサービス向上に努めました。

【継続事業】

（ア）図書コーナーだよりの発行（年4回発行）

季節に合わせたテーマの本や、職員のお勧め本などを紹介しています。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
利用方法	個人利用（図書貸出は登録制）
設備	各種図書（約8,600冊）、カードシステム（バーコード式）、血圧・体重計等



ウ 多目的室（公益目的事業1）

軽運動や会議、講座、研修など幅広い用途で利用されました。隣接している作業室や調理室と連動した催しも行っています。なお、感染拡大防止の観点から、卓球などの自由利用は休止しています。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
利用方法	団体利用の他、個人利用の時間帯あり（個人利用は、現在休止中）
設備	テーブル・椅子、映像・音響機器、大型スクリーン、卓球台・卓球セット、ヨガマット、運動用具等



エ 作業室（公益目的事業１）

工作物を製作等の軽作業、打ち合わせ等にも利用されました（利用人員は８人程度）。隣接している多目的室や調理室と連動した催しも行っています。（個人利用はできません）

開室時間	午前９時～午後９時 日曜日・祝日は午後５時まで
休 日	第４日曜日および１２月２９日～１月３日
利用方法	団体利用
設 備	作業台、椅子、工具セット、アイロン、ミシン等



オ 調理室（公益目的事業１）

調理台や調理器具などを取り揃えており、料理教室や栄養講座の開催などの用途で利用できます。（利用人員は５～６人程度）隣接している多目的室や作業室と連動した催しも行えます。（個人利用はできません）

開室時間	午前９時～午後９時 日曜日・祝日は午後５時まで
休 日	第４日曜日および１２月２９日～１月５日
利用方法	団体利用
設 備	調理台、各種調理器具、冷蔵庫、炊飯器、電子オーブンレンジ、電気ポット、殺菌庫、各種食器、配膳ワゴン等



【２階施設】

カ 活動・交流スペース（公益目的事業１）

会議室２室とオープンスペースの部分があり、パーテーションを移動させて一体的に利用することもできます。会議室は諸団体が打ち合わせや活動の場所として予約利用となります。オープンスペースは、自由にミニ打合せなどで予約なしで利用できるスペースです。（オープンスペースは現在感染拡大防止のため会議室との一体利用以外は使用禁止）また、登録団体や地区内の様々な団体の活動を紹介する資料を閲覧できるコーナーを設け、地域の文化・歴史などがわかる展示（写真・資料等）地区内の保育園園児等の作品展示、地域ゆかりのアーティストや障害者等の作品展示を行っていきましました。

開室時間	午前９時～午後９時 日曜日・祝日は午後５時まで
休 日	第４日曜日および１２月２９日～１月３日
利用方法	団体利用、オープンスペースは個人利用もできます。（現在は個人利用×）
設 備	テーブル・椅子、ラック等



キ 広場

センター1階の交流ゾーン及び2階の縁側通路及びスロープと一体となった広場は、地域の住民や団体の交流、ふれあいの拠点であり、様々な地域活動を支える機能を発揮できる施設として利用されています。

【4つの機能】(約700㎡)

- (ア) 住民の日常生活を支える憩い・息抜き・遊び・語らいの居場所機能
- (イ) 指定管理者や地域の諸団体等の主催する催事を実施する会場としての機能
- (ウ) 地域全体のイベントの場として、地区内外の住民相互の交流機能
- (エ) 災害時等の一時避難場所や応急活動拠点などの公的機能

ク 受付警備

日中、夜間を通してセンター施設内外の案内業務と警備を行い、設備の維持管理を行う他、急病人に対する救急車の要請等などの業務を行っています。

受付時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
体制	警備員1～2名常駐(24時間体制)



ケ 自動販売機等の設置(収益事業1)

利用者へのサービスとして、1階ラウンジのリフレッシュコーナー等に飲料の自動販売機(非常時対応用)を設置します。売上本数に応じた設置手数料を収益とします。また、1階ラウンジに有料のコピー機を設置しています。



(6) 自主企画事業

ア バラエティ講座

多くの住民が講座への参加を通じて、交流を深め、能動的な社会参加につながるようにします。また、寿地区以外の方にも関心をもってもらえるプログラムも企画していきました。

(ア) マスク(お面)づくり

ハロウィンの時期などに合わせて、それぞれ参加者が思い思いのお面を創作し、センター内などに展示しました。創作による心の豊かさを醸成し、講座を通じて参加者同士触れ合い、親しんでいただく機会としています。

(イ) スマホ教室

写真のとり方、見かたなど初歩的な諸々の機能既往を伝授し、スマホ生活をより豊かなものとしていただいています。

(ウ) 書道教室

講師を招いて個人差及び経験の有無により異なった各自にあわせた書道指導を行います。

バラエティ講座

バラエティ講座	回数	参加人数
マスク(お面)づくり	4	52
スマホ教室	3	50
水耕栽培体験	1	15
お片付け講座	1	34
SDGｓって何？	1	38
学生交流イベント フルイドアートをやってみよう！	1	22
書道教室	1	9
合計	12	220

イ 自己啓発教室

参加者の自立を支援し、生きがいを持って充実した生活を送れるよう、地域と連携し、寿地区を盛り立てる要素を取り入れた継続性のある講座や、様々なバリエーションに富んだ講座を企画し、事業内容、人数、参加規模等、感染拡大防止に配慮した上で、可能な事業について開催しました。「健康づくり」、「生きがいづくり」を主なテーマとし、人と人との触れ合い、交流や健康維持増進・介護予防に役だつ学びの場を提供しています。

(ア) Y.S.C.Cコラボ講座

Y.S.C.C等との連携のもと、健康づくりに欠かせない「食育」、「体の痛み」、「睡眠」、「健康体操」について包括的に体験学習できる講座を月1回、4カ月シリーズで年1コース行いました。

(イ)伊藤式健康体操

Y. S. C. C. のトレーナーの指導のもと、足腰が弱い高齢者でも無理なく継続できる体操教室を行います。

(ウ)ウォーキング&ゴミ拾い

ウォーキングの基礎を学び、地区内をウォーキングする他、清掃活動と組み合わせて地域貢献も行います。

(エ)健康づくり講座

コロナ禍において、住民向けに健康づくりや感染予防のための講座を行いました。(生活習慣病について、夏に向けての健康維持教室、健康座談会、簡単実演指導、歯の健康)

(オ)ヨコハマさわやかスポーツ

幅広い世代で手軽に楽しめるラダーゲッター、ボッチャ、グラウンドゴルフなどを行い、交流の機会と心身の健康を高める機会としていただいています。

(カ)定期講座

a ウォーキングサッカー

安全で誰でも手軽にできる「ウォーキングサッカー」の基礎を学び、住民の異世代交流、健康増進に繋がっています。11月には、地区内作業所などが参加した第2回ウォーキングサッカー大会【COPA KOTOBUKI】を開催しました。大会は6チーム87人参加しました。



b ノルディックウォーキング

ノルディックウォーキングの基礎を学び、地区内外をウォーキングし、健康増進と参加者の交流を深めています。



c 園児サッカー

地区内保育園児(年長クラス)を対象に、Y. S. C. C. のトレーナーも指導に参加し、園児の交流ができるサッカー教室を開催しました。

令和4年度自己啓発講座

自己啓発講座		回数	参加人数
Y. S. C. C. コラボ講座	睡眠について	1	39
	伊藤式健康体操	1	17
	口内衛生	1	23
	メンタルトレーニング	1	30
	フットサル	3	106
	ブラインドサッカー	1	42
	サッカーを知ろう！	1	46
伊藤式健康体操《出張あり》		5	62
スポーツ協会コラボ講座 ロコモティブシンドロームについて		2	31
スポーツ協会コラボ3回シリーズ 認知症と認知症予防のための運動		2	33
スポーツ協会コラボ3回シリーズ 正しい姿勢とウォーキング		2	32
ウォーキング&ゴミ拾い		1	52
習字を習おう！ 《出張あり》		2	22
ポップアップカードを作ってみよう！		6	68
自分の印鑑(落款)を制作してみよう！		4	61
笑いヨガをやってみよう！		1	16
プラ板キーホルダー作りを楽しもう！		2	18
正しいラジオ体操を学ぼう！		1	93
卓球をやってみよう！		1	12
モルックをやってみよう！		1	15
ゲンキネマ		8	113
健康づくり講座	生活習慣病について(高血圧症について)	1	17
	夏に向けての健康維持教室(水分補給など)	4	47
	保健師による健康座談会	2	34
	簡単実演指導	1	16
	自分の歯の健康を知ろう！	14	201
ヨコハマ さわやか スポーツ 《出張あり》	アレンジボウリング	2	32
	パターゴルフ&輪投げ	1	14
	ラダーゲッター	5	62
	輪投げ	1	16
	ぼっちゃ	40	480
定期講座	ウォーキングサッカー	44	1029
	ノルディックウォーキング	43	420
	園児サッカー	25	310
	コンディショニングルーム	12	47
合計		242	3656

ウ センター自主事業（スマイル事業）

誰でも気軽に参加でき、笑顔で楽しめる多様で魅力的なプログラムを実施していくことで、住民相互の交流を深める事業を展開していきました。

（ア）スマイルゴルフ

パターゴルフのように行い、6回打ってボールが的に何個入るのかを点数にして競い合いました。



（イ）書道クラブ

書を通じてふれ合うとともに、「ことぶき作品展」への出展に向け、上達を目指しました。



（ウ）エ芸クラブ

手芸、工作等を体験してもらい、創作の喜びと、心の活力と安らぎを得られる場としました。



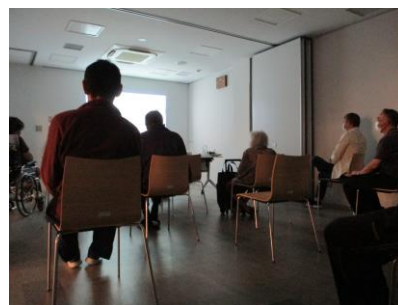
（エ）頭脳クラブ

脳トレ、トランプなど頭脳を使ったレクリエーションを実施しました



(オ)映画クラブ

参加者からのアンケートなどで人気の高い映画を、ジャンルに変化を持たせ上映しました。



(カ)スマイルパター

得点の異なるホールに向かって6個のボールをスティックで打ち、得点合計を競いました。



(キ)感染予防レク

感染予防しながらできるレクリエーションと感染予防対策をレクチャーしました。



(ク)クリスマス会

ケーキの黙食とプレゼントの進呈を行いました。

(ケ)その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため「うたごえクラブ」は休止となりました。

令和４年度 センター自主事業実施状況（スマイル事業）

事業名	年間利用者（人）	年間実施回（回）	1日平均（人）
スマイルゴルフ	207	11	19
書道クラブ	174	10	17
工芸クラブ	157	10	16
頭脳クラブ	46	3	15
映画クラブ	177	10	18
スマイルパター	196	10	20
感染予防レク	25	2	13
クリスマス会	22	1	22
合計	1,004		

(7) センター祭り事業（公益目的事業1）

例年11月にセンター祭りを実施していますが、新型コロナウイルスの感染拡大状況から令和2・3年は中止しましたが、4年度は3年ぶりに開催することができ、800人を超える来場者で賑わいました。あわせて地域事業所、住民などの出展作品による「ことぶき作品展」を実施しました。



9 横浜市寿生活館の管理運営

(1) 横浜市寿生活館3～4階の管理運営事業

ア 施設の概要

(ア) 建物の概要

所在地 横浜市中区寿町
3丁目12番地の2
敷地面積 721 m²
建物構造 鉄筋コンクリート4階建
建築面積 284 m²
3階部分 259 m²
4階部分 259 m²

(管理区分)

4階	娯楽室・会議室・給沸室 シャワー室・洗濯室 (公財) 横浜市寿町健康福祉交流協会
3階	児童図書室・女性子ども室 他 (公財) 横浜市寿町健康福祉交流協会
2階	寿地区自治会館・ことぶき青少年広場
1階	ことぶき保育園 (公財) 神奈川県労働福祉協会

(イ) 施設案内(3・4階)

開館日 火曜日～日曜日 午前9時～午後9時
(土曜日、日曜日は午前9時～午後5時)
休館日 月曜日、祝日
(月曜日が祝日の場合は、火曜休館)



イ 寿生活館3・4階の管理運営受託までの経緯

(ア) 寿生活館の設置

昭和40年6月、寿生活館は「住居のない者及び簡易宿泊所宿泊者等の更生と福祉を図る」ことを目的として、横浜市が設置しました。建設時は2階建てで、1階では法人経営の保育園が開設され、2階では横浜市職員による「生活相談」「児童相談」「健康相談」を基本とする業務が開始されました。

その後、地域住民からの強い要望もあって、昭和44年には生活館2階に夜間銀行が設置されました。

(イ) 寿生活館3・4階の増築

生活館をより住民が利用しやすいものにしたいという住民の願いを背景として、寿生活館に3・4階が増設され、昭和47年6月1日に3階は女性・児童の利用施設、4階は労働者の娯楽施設として運用が開始されました。

(ウ) 寿町総合労働福祉会館の設置

昭和 49 年 10 月、寿町総合労働福祉会館が開設し、寿生活館の業務であった図書室・娯楽室・夜間銀行等の機能が同会館に移り、これに伴い寿生活館 4 階部分が一時閉鎖されました。

(エ) オイルショック後の生活館をめぐる状況

昭和 48 年秋のオイルショックを契機にした世界的な構造不況と低成長経済の影響を受け、寿地区の主流を占める日雇労働者の仕事が減少し、多くの労働者が寝るところも、食事を確保することも困難な状況に追い込まれたため、横浜市は、寿生活館の 3・4 階を労働者の宿泊、炊き出しの場として寿地区自治会越冬実行委員会に一時的に貸与することになりました（昭和 50 年 2 月まで）。その後、寿日雇労働者組合、寿共同保育の 2 団体が自主管理するなど幾度かの曲折を経て、昭和 53 年 11 月に地元 11 団体で構成された寿地区住民懇談会と横浜市・横浜市従業員労働組合民生支部の三者により、生活館運営のあり方について話し合いが行われるようになりました。

(オ) 寿町勤労者福祉協会による寿生活館 3・4 階の管理運営受託

約 1 年半にわたる話し合いの結果、昭和 55 年 4 月 30 日、三者による基本合意が成立しました。合意内容に基づき、財団法人寿町勤労者福祉協会（以下「協会」という）が寿生活館 3・4 階を管理受託（昭和 56 年 2 月 9 日契約）することとなり、昭和 56 年 3 月 10 日から業務が再開されるとともに、施設の効果的運営を図る目的をもって、寿生活館運営委員会が設置されました。

(カ) 寿町勤労者福祉協会による高齢者事業・文化事業の管理受託

生活館の全体管理は、2 階横浜市直営部分が行っていましたが、平成 16 年 3 月末に寿福祉プラザに移転し、2 階部分を 5 月より寿地区自治会が横浜市より賃借することとなりました。

そのため、これまで 2 階横浜市直営部分が行っていた高齢者事業と文化事業の運営を、当協会が平成 16 年度から、生活館 3・4 階の管理運営受託と併せて受託することになりました。

(キ) 指定管理者制度

平成 18 年 7 月から寿生活館の管理運営は、指定管理者制度に移行し、現在の当協会が指定を受け運営に当たっています。

現在は横浜市から第 4 期（令和 3 年～令和 7 年度の 5 年間）の指定を受けています。

(ク) 生活館運営委員会

協会は、昭和 56 年 2 月横浜市から寿生活館 3・4 階の管理運営を受託して以来、運営方針として「地域住民及び勤労者の福祉の向上を図り、住民・勤労者の交流の場として気軽に、そして清潔かつ、秩序をもって利用すること」を掲げ、地元委員 4 名・有識者 3 名・行政職員 2 名の計 9 名で構成される運営委員会で協議しながら、寿生活館の管理運営にあたっています。

ウ 3階施設

(ア) 児童ホール

学童（幼児・小中学生）を対象に、学校の授業終了後から、帰宅までの時間を過ごす場所の提供を行います。学童が、安全かつ安心して過ごすことができるよう、運動用具や遊具等を備え、よりよい環境の提供に努めます。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	跳び箱、積み木、マット、スクリーン、 クリスマスツリー、卓球台、畳、机、 椅子



(イ) 女性子ども室

女性・子どもを対象とした交流を図るための施設の提供を行っています。利用者である女性・子どもがより安全・安心に交流が図れるよう運営を行います。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	エレクトーン、テレビ、ビデオデッキ、 五月人形、座卓、座布団、図書
給湯室 (調理室)	女性子ども室で談笑用として、子ども 達がおやつやパン作り等調理を学ぶ場 として活用されています。



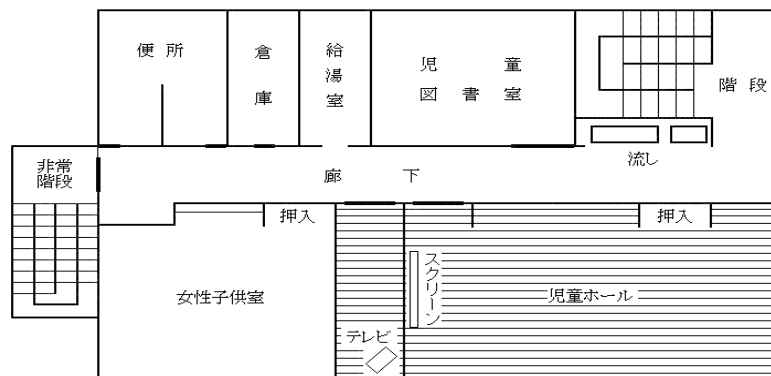
(ウ) 児童図書室

児童が、手軽に図書に触れ、勉学に励めるよう、図書を提供しています。工作等ができるスペースを提供し、児童の個性が伸ばせる環境づくりを行うなどの取り組みを行います。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	小説、物語、図鑑、文学全集等



寿生活館 3 階 平面 図



＜ 備 考 ＞昭和 58 年 8 月より、3 階はことぶき学童保育に他団体・他機関との利用調整を条件に使用を認めています。実際は、地区内外の多くの子ども達に活用される場となっています。

エ 4 階施設

(ア) 会議室

寿地区内の住民や関係団体等が多目的に利用できるスペースとして提供します。また、地区内住民の生活環境の改善を図るため、識字学校やアルコール教室を開催します。

開室時間	午前 9 時～午後 9 時 日曜日・祝日は午後 5 時まで
休 日	月曜日、祝日 および 12 月 29 日～1 月 3 日
設 備	囲碁、将棋、回転黒板、長机、椅子



(イ) 集会室（娯楽室）

寿地区内の住民等の福利厚生の一環として、交流の場、娯楽等の提供を図るため、テレビを設置した交流スペースを提供します。平成 27 年度からは、利用者の交流の場としてスタートした「えがお倶楽部」の事業の会場としても利用しています。

開室時間	午前 9 時～午後 9 時 日曜日・祝日は午後 5 時まで
休 日	月曜日、祝日 および 12 月 29 日～1 月 3 日
設備	テレビ 1 台、スクリーン、椅子



(ウ) 洗濯室

寿地区内の住民等の生活環境改善と衛生状態改善を図るため、利用者が自由に洗濯を行える場を提供します。利用者が非常に多いため、常に良好な状態が維持できるよう設備を管理しています。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	全自動洗濯機3台、ガス乾燥機2台



(エ) シャワー室

寿地区内の住民等の生活環境改善と衛生状態改善を図るため、自由に利用できるシャワー施設の提供を行います。生活に困っている方も多いため、タオルや石鹸の貸出を行い、労働者等の福祉の向上を図ります。洗濯室同様、利用者が非常に多いため、常に良好な状態が維持できるよう設備を管理しています。

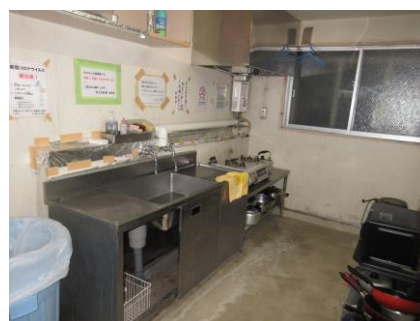
開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	大型ガス湯沸機2台、シャワー器2台、 脱衣カゴ5個



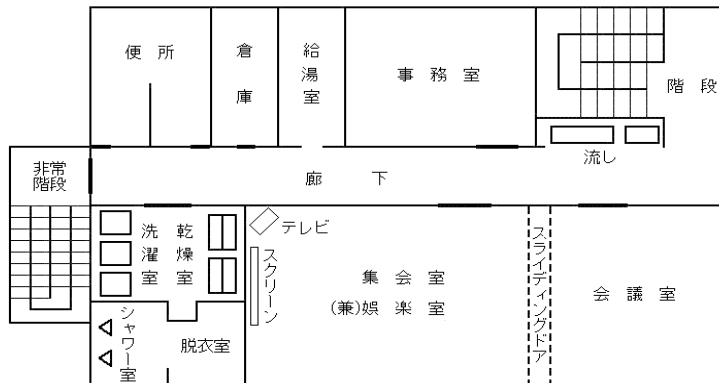
(オ) 湯沸室（炊事場）

寿地区内の住民等が自由に調理できる場として、炊事場を提供しています。

開室時間	午前9時～午後9時 日曜日・祝日は午後5時まで
休日	月曜日、祝日 および12月29日～1月3日
設備	流し台1台、調理台1台、 ガスコンロ2台



寿生活館 4階 平面図



(2) 利用者交流事業（えがお倶楽部）

平成 27 年度に生活館利用者の交流の場としてスタートした「えがお倶楽部」事業の一環として、生活館利用者のお楽しみ会を実施しました。

実施内容は毎月利用者の方々と相談して決めました。

お楽しみ会は年 2 回、延べ 39 人参加しました。



(3) 生活館 高齢者事業・文化事業（スマイル事業）

超高齢化が進む寿地区において、高齢者の方の孤立化を防ぎ、生きがいや仲間づくりを勧め、居場所として交流を深められるような事業を実施しています。平成 27 年度からは利用者が気軽に参加できるよう愛称を「スマイル事業」としました。

平成 28 年 8 月からは、事業に参加するごとにスタンプを押印する「スマイルカード」の発行を開始しました。貯まったスタンプの数に応じて景品を贈呈するなどの特典もつくり、新規参加者の拡大と継続的な参加を促進しました。

令和 4 年度累計登録者数 440 名



ア アレンジボウリング

アレンジボウリングとは、ペットボトルをボウリングのピンに見立て、ぼっちゃ用ボールを転がし合計得点を競うゲームです。



イ ことぶき散歩

中区内の公園等目的地を決めて散歩します。

散歩を通して、脳の活性化やストレスの解消を図り、参加者同士での会話や、仲間づくりを推奨します。



ウ 輪投げの日

的棒の下に書かれている数字の合計を得点とし、競い合います。



エ 映画クラブ

1日2回、懐かしの映画を上映しており、多くの皆さんが楽しみにしています。



オ お花見

地区内の公園でお花見しながらお菓子を食べます。



カ ことぶき作品展

寿地区の保育所・地域作業所・事業所・地域住民の方々から、俳句、絵画、写真、書、手芸、工芸などの作品を出展していただき、横浜市寿町健康福祉交流センター２階の交流スペースに展示しました。

令和４年度は５日間の来場者数で６５０人（一日あたり１３０人）と大変多くの方に来場いただきました。



開催時期	出展数	入場者数
11/8（火）～11/12（土）	734 点	650 名

キ その他

新型コロナウイルス感染拡大防止のため「囲碁・将棋の日」、「映画会」、「うたごえ大会」、「バスハイク」は休止となりました。

令和４年度 高齢者事業及び文化事業実施状況

事業名	年間利用者（人）	年間実施回数（回）	１日平均（人）
アレンジボウリング	186	11	17
ことぶき散歩	9	2	5
輪投げの日	173	10	17
映画クラブ	164	10	16
お花見	16	1	16
ことぶき作品展	参加者 650 出展作品数 734	1 計 5 日間	130
合計	1198		

10 就労・社会参加支援事業

(1) 仕事チャレンジアシスト事業

中区役所から受託している事業で、中区の生活保護受給者等の方々に対し、生活リズム、勤労意欲の維持・向上のため、就労体験や地域貢献事業及び生活・社会面の講義などのプログラムを実施することで、就労意欲を喚起し「仕事チャレンジ講座」への受講が可能かを見極めを行いました。

令和3年度に引き続き4年度も、介護資格「生活援助従事者研修」を取得できる講座を、10～12月に開講しました。

＊仕事チャレンジ講座…社会福祉法人神奈川県匡済会が中区役所から受託し、実施している事業。自立のために就職や増収を目指している、生活保護受給者及び生活困窮者の方を対象に、2か月間講座の中で、生活訓練・社会訓練・技能取得訓練を行っています。

ア 業務内容

清掃活動	地区内（道路、公園、施設等）及び地区外（埋地七カ町町内会館の敷地内、文化体育館周辺、関内駅南口周辺、石川町駅周辺等）の清掃や除草、植木の選定
不法投棄対策への協力	地区内の不法投棄された粗大ごみの収集
地域行事への協力	各種行事の準備設営・片付け、荷物の運搬等
座 学	あいさつ・自己表現等のコミュニケーション、運動・食プログラム、教養プログラム、生活保護制度について
欠席者への支援	欠席者宅へ訪問し、個別に参加支援

イ 実施日数 月～金曜日の9時～12時

実施日数 244 日

ウ 延べ参加人数 1,278 人

エ 就労実績

就労支援後の移行先	人数（人）
直接就労	16 人
仕事チャレンジ講座	8 人
寿交流サポート事業	5 人

(2) 寿交流サポート事業

中区役所から受託している事業で、令和4年度からはそれまでの生活保護受給者・生活困窮者が中心の「寿いきいきライフ事業」から、高齢者・障害者も対象とした「寿交流サポート事業」に事業が変わりました。

主に寿地区に居住し、中福祉保健センターにて生活保護を受給している方及び生活困窮者の方を対象に、屋外の清掃等を通じて地域貢献に取り組む活動支援プログラムを通して、生きがいを持ち健康の維持増進につながるよう事業運営しました。また、事業での活動を通じて人との関わりを持ち、日常生活でも心豊かで落ち着いた生活を送れるよう個々の参加者に寄り添った支援・運営を心掛けました。

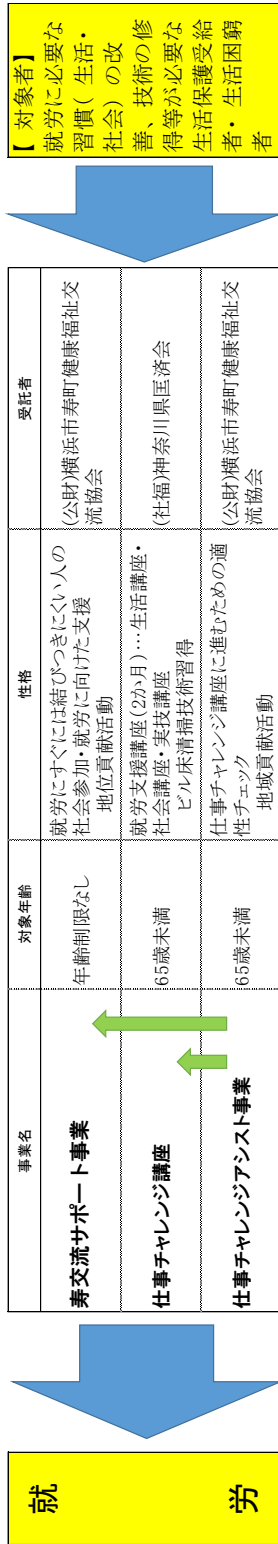
ア 業務内容

清掃活動	関内駅南口・中華街集積場・延平門付近・元町公園等の清掃、除草、交流センター内芝生の管理・清掃、イタリア山庭園の清掃
工作物の作製	地域の工作物の作製(カレンダー、シトラスリボン)、施設内備品の修繕、施設へのグリーティングカード作成
蔵書管理手伝い	図書室用の図書の貸し出し準備
地域行事への協力	各種行事の準備設営・片付け、荷物の運搬等
座 学	あいさつ・自己表現等のコミュニケーション、運動・食プログラム、工具・工芸の学習

イ 実施日数 月～金曜日の9時～12時（実施日数 244 日）

ウ 参加人数 延べ参加人数 1,743 人

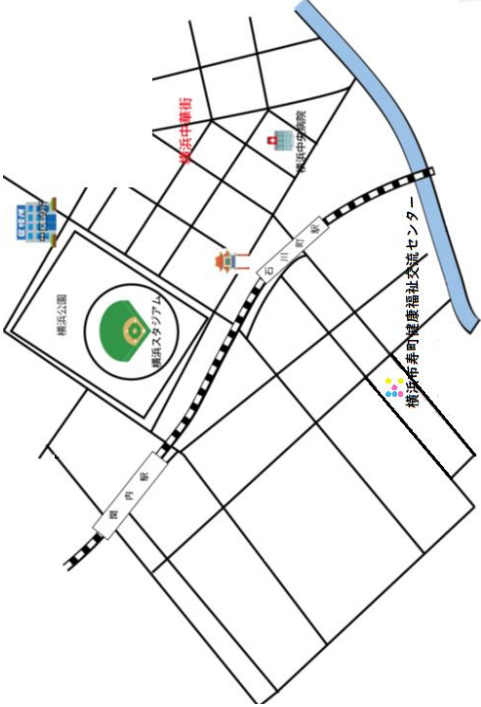
寿地区における就労・社会参加支援



寿交流サポート事業・仕事チャレンジアシスト事業の地域貢献活動



◆ 関内駅での草刈・ごみ拾い清掃





◆ 中華街・延平門付近での草刈清掃



◆ 寿町内での不法投棄ごみ回収作業



◆ 石川町駅前の駐輪場での草刈り清掃



◆ 寿町内・地域周辺でのごみ拾い清掃

1 1 地域福祉保健推進事業

(1) 地域福祉保健事業

ア 寿地区障害者作業所等交流会及び実務者連絡会

寿地区住民が利用する地区及び周辺の就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センター地域作業所が、それぞれ抱えている共通の課題や事業展開などについて意見交換、ネットワークづくり、相互の活動発展に寄与する場として交流会を開始しました。

(ア) 開催回数 交流会4回(4月、7月、10月、1月)

実務者連絡会12回

(イ) 参加団体 15事業所

施設名(五十音順)	団体名
アルク翁	NPO法人 市民の会寿アルク
アルク・ハマポート作業所	NPO法人 市民の会寿アルク
インカル	社会福祉法人 横浜市社会事業協会
風のバード	NPO法人 空
ギッフェリ	社会福祉法人 恵友会
クローバー	株式会社 ソシアルサポート
ことぶき福祉作業所	NPO法人 ことぶき福祉作業所
シャロームの家	NPO法人 シャロームの家
チャレンジラボ	LibertyY株式会社
ハマドリ	株式会社 ハマドリ
ピアジョブサポート	ピアジョブサポート株式会社
ふれいす	NPO法人 寿クリーンセンター
manaby	株式会社 manaby
百合の樹	NPO法人 ろばと野草の会
ろばの家	NPO法人 ろばと野草の会

イ 寿地区簡易宿泊所管理者・介護事業所情報交換会

簡易宿泊所管理者に、主に宿泊者の健康上の課題、管理者としての悩みなどを意見交換する場として、今年度は介護保険事業所との情報交換会を開催しました。

ウ 年末年始特別事業

寿地区で生活し働く多くの日雇労働者・地域住民にとって、年末年始の期間は職安・福祉保健センター・医療等の公的機関が休みになり、医・職（食）・住の点で極めて厳しい状況におかれます。

また、地区労働者の高齢化等によって、就労機会が減少し、生活費や簡易宿泊所の確保も極めて困難な状況になります。そのため、行政では年末年始特別対策が実施されていますが、生活館では年末特別事業として、住居のない方及び簡易宿泊所居住者等のために、寿生活館を利用に供しました。

・期間

12月29日～30日 午前9時～午後9時

12月31日 午前9時～午前0時

・3日間延利用者数 1,118人（1日平均 372.7人）

(2) 広報事業

ア 広報紙『いぶき』の発行

毎月1回（25日前後発行）地域情報紙『いぶき』を発行、配布し、地域住民及び関係団体各所に対し当協会の事業及び地域情報を提供しました。低コストのカラー印刷により見やすい紙面づくりを行いました。

発行部数 年間 9,600部（月約800部発行）

配布先 月 170ヶ所

（寿地区内全簡易宿泊所、公共施設、事業所、店舗 他）



イ 事業概要『あゆみ』の発行

年に1回『あゆみ』を発行し、当協会の事業及び寿地区の取り組みについて発信しました。『あゆみ』の内容は、当協会のホームページでも公開しています。

ウ ホームページの運用

当協会の紹介、活動状況、イベントなどをお知らせしています。

令和2年3月により一層分かりやすいものとするためホームページをリニューアルし、SNSの運用も開始しました。

ホームページ：<http://www.yokohama-kotobuki.or.jp/>

SNS (Twitter)：https://twitter.com/kotobuki_kouryu

(3) 地域共催事業

ア ラジオ体操

平日（月～金）朝、交流センター前広場で、平均 20 人程度の住民や関係団体職員等が参加して 8 時 20 分から 10 分間程度ラジオ体操を実施しました（雨天は中止）。住民相互の情報交換の場として、楽しい交流の時間ともなっています。



イ 地域防災拠点訓練

10 月 18 日、当センター広場にて実施された「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」主催の地域防災拠点訓練について準備段階から企画運営に参画し、当日の運営に協力しました。当日は、感染拡大防止の観点から各班からの代表者による参加で、マンホールトイレの設置訓練、水消火器による消火訓練、煙体験訓練などが実施されました。



ウ ことぶき福祉まつり

11 月に寿公園で開催予定の寿地区社協主催による福祉まつりは、感染拡大防止の観点から中止となりました。



エ クリスマス交流会

12 月に開催予定の、寿地区自治会との共催によるセンター 1 階でのツリーの点灯式は中止となりました。



オ 大豆まき大会

1月から2月に、寿地区自治会との共催によりセンター広場で開催予定の豆まき大会は中止となりました。



(4) 地域連携事業

ア 「ことぶき花いっぱい運動」

「ことぶき花いっぱい運動サポーターの会」主催の寿地区内の清掃活動に会員として参加。主に中村川沿いの道路清掃（亀の橋～車橋間）を実施しました。毎月2回（第2・4金曜日）、早朝30分間程度、各団体等併せて1回平均10人程度参加し、実施しています。



イ 七夕祭り

例年7月、寿地区自治会との共催により寿公園で実施していましたが、感染拡大防止の観点から中止となりました。



ウ 寿大賀詞交歓会

例年2月上旬、実行委員会主催「賀詞交歓会」が開催され、地域の自治会や関係機関団体、事業者、行政など多くの参加者の交流の場となっていましたが、感染拡大防止の観点から中止となりました。



エ みんなの運動会

例年 11 月、ことぶきゆめ会議主催による「みんなの運動会」が開催されていましたが、感染拡大防止の観点から中止となりました。



(5) 地域協力事業

ア ことぶき夏祭り

実行委員会主催による寿夏祭りは、物故者供養のみセンター広場で開催されました。



イ ことぶき冬まつり

年末年始、寿生活館及びことぶき公園をメイン会場として地域の関係団体やボランティアの方々による「ことぶき冬まつり」が行われました。今年は新型コロナウイルス感染拡大防止に対応して、年越しそば・餅つき・カラオケ大会などは中止し、炊き出しを行いました。



(6) 行政との協働事業

ア 寿地区健康診査（結核及び生活習慣病）事業

中福祉保健センター主催の胸部レントゲン検査などの結核検診(年2回予定)に協力するとともに、センター診療所では生活習慣病の健康診査（無料）を実施しました。

(受信者数：6月28日/50人, 10月28日/33人)

イ ホームレス相談・支援事業

診療所では、生活自立支援施設はまかぜの入所時健診及び診療を行い、市の生活困窮者支援事業に協力しました。

ウ 地域のまちづくり推進組織支援

寿地区には、超高齢化への対応、防災の他、不法投棄などの環境問題、路上駐輪の交通問題、衛生問題、防犯問題など様々なまちづくりの課題があり、地域、民間団体機関、民間事業者、行政が協働して取り組まないと解決は困難です。

地区内には、二つの地域横断的な組織が地域のまちづくりに重要な役割を果たしています。

当協会は、それらの推進組織の事務局を、健康福祉局寿福祉プラザ相談室及び中区福祉保健センターと協働し担い、まちづくりに取り組んでいます。

(ア) 「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」

現在、最も幅広く地域の関係団体機関、事業者、行政が結集して、防災・減災等を中心に様々のまちづくりの課題に取り組んでいます。

(イ) 「寿地区地域福祉保健計画推進委員会（愛称「ゆめ会議」）」

地域の関係機関団体、事業者、行政が参加し、地域における生活課題を中心に話し合いを進めながら、寿地区における地域福祉保健計画の作成、課題解決に向けた取り組みを進めています。

Ⅲ 資料

- 1 横浜市寿町健康福祉交流センター施設利用状況調
- 2 横浜市寿町健康福祉交流センター施設利用状況前年度対比表
- 3 寿生活館３・４階施設利用状況調
- 4 寿生活館３・４階施設利用状況前年度対比表
- 5 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会役員名簿
- 6 公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会評議員名簿

1 横浜市長寿町健康福祉交流センター施設利用状況（令和4年4月～令和5年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
													開室日数	利用人数	日平均
診療所	1,497	1,435	1,634	1,537	1,606	1,515	1,456	1,577	1,568	1,497	1,493	1,658	243	18,326	75
ラウンジ	1,990	2,125	1,969	2,264	2,278	2,074	1,955	1,769	2,005	1,925	1,990	2,356	346	24,700	71
図書コーナー	2,563	2,989	3,052	3,392	3,085	2,958	2,931	2,860	2,484	2,495	2,498	2,816	346	34,123	99
多目的室	1,296	1,126	1,337	1,298	929	1,106	1,392	1,673	1,774	1,088	1,010	1,287	346	15,316	44
作業室	433	130	195	178	177	133	268	403	402	173	161	199	346	2,852	8
調理室	106	22	39	28	60	87	32	58	229	35	23	58	346	777	2
活動交流スペース	763	984	1,267	1,263	344	467	1,776	1,211	867	566	430	733	346	10,671	31
健康コーデイネート室	1,057	1,189	1,805	1,287	1,688	1,637	1,669	1,858	1,851	2,014	2,289	2,678	243	21,022	87
浴場	2,182	1,812	1,887	1,845	1,917	1,778	1,827	1,934	2,451	2,339	2,237	2,228	312	24,437	78
合計	11,887	11,812	13,185	13,092	12,084	11,755	13,306	13,343	13,631	12,132	12,131	14,013		152,224	

(人)

(日)

(人)

2 横浜市長健康福祉交流センター 施設利用状況 前年度対比表

施設名		令和4年度	令和3年度	増減率 (%)
	診療所	18,326	18,206	0.7
	センター諸室	88,439	112,372	△ 21.3
	健康コーデイネート室	21,022	12,489	68.3
	浴場	24,437	23,853	2.4
合計		152,224	166,920	△ 8.8

(人) %

3 寿生活館3・4階施設利用状況（令和4年4月～令和5年3月）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
														開室日数	利用人数	日平均
児童ホール	児童	467	260	422	444	450	369	348	286	258	221	142	284	292	3,951	13.5
	大人	282	224	272	236	308	262	250	235	202	250	228	337	292	3,086	10.6
女性子ども室	児童	404	222	380	414	295	225	365	347	274	297	217	315	292	3,755	12.9
	大人	282	224	272	236	266	212	250	249	202	283	271	312	292	3,059	10.5
児童図書室	児童	416	245	417	431	393	350	352	322	263	268	177	269	292	3,903	13.4
	大人	282	224	272	236	264	248	265	311	271	251	235	290	292	3,149	10.8
会議室		19	15	41	25	0	30	8	40	8	14	26	23	292	249	0.9
集会室		3,390	3,288	3,880	3,646	3,230	3,516	3,314	3,578	3,250	3,413	2,967	3,645	292	41,117	140.8
洗濯場		1,638	1,494	1,728	1,620	1,584	1,552	1,620	1,584	1,656	1,728	1,476	1,728	292	19,408	66.5
シャワー室		1,355	1,535	1,798	1,791	1,638	1,131	1,559	1,772	1,394	1,624	1,427	1,847	292	18,871	64.6
湯沸室		3,414	3,235	3,783	3,454	3,141	3,331	3,027	3,274	2,858	2,940	2,455	3,229	292	38,141	130.6
合	計	11,949	10,966	13,265	12,533	11,569	11,226	11,358	11,998	10,636	11,289	9,621	12,279		138,689	

4 寿生活館3・4階 施設利用状況 前年度対比表

		令和4年度	令和3年度	増減率
児童ホール	児童	3,951	3,593	10.0
	大人	3,086	2,616	18.0
女性子ども室	児童	3,755	3,559	5.5
	大人	3,059	2,653	15.3
児童図書室	児童	3,903	3,852	1.3
	大人	3,149	2,608	20.7
会議室		249	278	△10.4
集会室		41,117	40,239	2.2
洗濯場		19,408	19,101	1.6
シャワー室		18,871	19,667	△4.0
湯沸室		38,141	39,800	△4.2
合計		138,689	137,966	0.5

令和4年6月9日時点

公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会

4 役員名簿

役名	氏名	所属機関・団体における役職	備考
理事	井村 浩章	公益財団法人神奈川県労働福祉協会 理事長	
理事	豊澤 隆弘	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 理事長	代表理事
理事	中村 香織	元 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 常務理事	
理事	根本 克幸	公益財団法人神奈川県予防医学協会 代表理事	
理事	藤沼 純一郎	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 常任理事	業務執行理事
理事	吉野 明	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 専務理事	
監事	神成 和彦	神成和彦税理士事務所 所長	

(敬称略、五十音順)

5 評議員名簿

役名	氏名	所属機関・団体における役職	備考
評議員	岡田 久	神奈川県産業労働局労働部雇用労政課 課長	
評議員	工藤 廣雄	社会福祉法人神奈川県匡済会 理事	
評議員	鈴木 茂久	横浜市健康福祉局生活福祉部 部長	
評議員	本田 秀俊	元 社会福祉法人青い鳥 経営企画本部 人事部長	
評議員	三森 妃佐子	寿地区社会福祉協議会 会長	

(敬称略、五十音順)

あ ゆ み

第 40 号（令和 3 年度版）令和 4 年 11 月発行

発 行	公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流 協会 〒231-0026 横浜市中区寿町 4 丁目 1 4 番地 横浜市寿町健康福祉交流センター
電 話	045-662-0503（代）
F A X	045-662-0238
U R L	http://www.yokohama-kotobuki.or.jp
E-mail	k.kinroukyou@yokohama-kotobuki.or.jp



横浜市寿町健康福祉交流センター

(令和元年 6 月 1 日から当協会が指定管理運営)